

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和4年6月8日

時 間：原子力特別委員会終了後

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午後1時00分

出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	山本 育男君
副町長	高野 剛君
副町長	竹原 信也君
教育長	岩崎 秀一君
参事課長	林 紀夫君
企画課長	原田 徳仁君
税務課長	斎藤 一宏君
生活環境課長	杉本 良君
都市整備課長	志賀 智秀君
主幹兼都市整備課長補佐	田村 健太郎君
生活環境衛生係長	大館 衆司君
都市整備課長補佐	佐藤 美津浩君

生活環境課
環境衛生係主査 佐藤 優君

税務課課税係長
兼納税係長 川野明英君

職務のための出席者

参議会事務局長 兼局長 小林元一

議会事務局主任 兼庶務係長 杉本亜季

議会事務局長 兼庶務係主査 黒木裕希

説明のため出席した者

<環境省 福島地方環境事務所>

環境省福島地方
環境事務所所長 秦康之君

環境省福島地方
環境事務所次長 庄子真憲君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部環境
再生課課長 須賀義徳君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部環境再生
課専門官 新村靖君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部廃棄物
対策課廃棄物
処理施設
運営管理室室長 西山卓也君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部廃棄物
対策課最終処分場
管理室室長 大友宏君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部仮置場
対策課課長 澤邦之君

環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部輸送課 長	杉 浩 行 君
環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部輸送課 専 門 官	矢 吹 清 美 君
環境省福島地方 環境事務所 県中・県南支所 富岡分室支所長	井 原 和 彦 君

<内閣府>

内閣府原子力 災害現地対策 本部総括・ 広報班長	黒 田 浩 司 君
内閣府原子力 被災者生活支援 チーム参事官	野 口 康 成 君

<福島県>

福島県相双建設 事務所事業部長	星 文 高 君
福島県相双建設 事務所道路課長	服 部 典 之 君
福島県相双建設 事務所道路計画 係長	佐々木 未来雄 君
福島県相双建設 事務所技師	釤 野 裕 大 君

<双葉地方水道企業団>

双葉地方水道 企業団総務課長	山 野 辺 輝 英 君
双葉地方水道 企業団施設課長	金 子 晋 一 君
双葉地方水道 企業団主幹兼 課長補佐兼 浄水係長	猪 犬 章 生 君

付議事件

- 除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について
- 県道小良ヶ浜野上線道路改良事業について
- 富岡北系配水管整備計画について
- 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

その他

開 会 (午後 1時00分)

○議長（高橋 実君） では、ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。説明のための出席者はお手元に配付した名簿のとおり、環境省福島地方環境事務所、秦所長をはじめ環境省及び内閣府の各担当者の皆さんです。町長、両副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 議員の皆様には引き続き全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況について、福島県から県道小良ヶ浜野上線道路改良事業について、双葉地方水道企業団から富岡北系配水管整備計画についての3件について説明を受けるとともに、町からは6月定期会への提出を予定しております条例の一部改正案件の説明といたしまして、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての1件であります。

それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省、福島県及び双葉地方企業団からの説明案件も含め、本町の復興再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、環境省の秦所長からご挨拶をいただきたいと思います。

秦所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（秦 康之君） 日頃より富岡町議会の皆様には当所事業につきまして、多大なるご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして深く感謝を申し上げます。また、本日はこのような説明の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

この後除染解体工事、中間貯蔵施設への輸送、仮置場の復旧、廃棄物の埋立て事業等につきましてご報告を申し上げます。現在準備宿泊などで町民の方々の往来も増えてございます。工事によって町民の皆様にご迷惑をおかけすることのないように、安全第一でしっかりと取り組んでまいりたいと思います。では、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、各自名簿順に自己紹介をお願いします。

初めに、環境省、次に内閣府の順にお願いいたします。

庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 福島地方環境事務所次長の庄子でございます。ど

うぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課長の須賀です。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 新村さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（新村 靖君） 福島地方環境事務所環境再生課の新村と申します。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 西山さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（西山卓也君） 廃棄物処理施設運営管理室長の西山です。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 大友さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課最終処分場管理室室長（大友 宏君） 続きまして、最終処分場管理室長の大友です。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 杉さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（杉 浩行君） 中間貯蔵部輸送課長をしております杉と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 井原支所長。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長（井原和彦君） 富岡分室室長の井原でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 矢吹さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（矢吹清美君） 中間貯蔵部輸送課の矢吹と申します。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 澤さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（澤 邦之君） 仮置場対策課長の澤と申します。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 内閣府、野口さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官（野口康成君） 私東京から来ております原子力被災者支援チーム、野口と申します。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 黒田さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括・広報班長（黒田浩司君） 原子力災害対策本部の黒田です。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定

廃棄物埋立処分事業の状況についての説明を求めます。

説明は着席のままで結構です。

最初に、環境再生課、須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君）先ほど自己紹介させていただきました環境再生課長の須賀でございます。

それでは、着座にて恐縮でございますが、資料説明させていただきます。除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についてと書かれた資料を御覧ください。めくっていただきまして、最初のページでございます。除染解体工事の状況についてとございます。1ページから特定復興再生拠点区域の除染・解体のスケジュールをお示ししております。こちらにつきましては、前回の全協の時点と大きく変更ございません。引き続き特定復興再生拠点内の除染、それから解体を最優先で進めてまいります。事後モニタリングにつきましても、今年度全域改めて実施する予定としております。

それでは、ページをおめくりいただきまして、2ページでございます。除染等の状況についてということでございます。まず、解体につきまして、解体申請数が864件いただいております。こちらは前回と比べまして18件増加しております。また、解体完了につきましては2件増加しております、753件となっております。これ以外にも大型2件が現在解体施工中でございます。こちら解体の申請数が伸びております。今年度の工事で50件既に契約上受注者にお願いすることになっておりますが、解体申請数が伸びておりますので、着手できる案件につきましてはさらに増加して、速やかに工事を進めていくというつもりでございます。

続きまして、除染でございます。避難指示解除済み区域につきましては、引き続き町による線量率測定結果等を踏まえまして、ホットスポットの解消に向けて取り組んでおります。特定復興再生拠点区域内につきましては、前回から1%進捗率が伸びまして、今93%まで来ております。残っている面積につきましては25ヘクタールから21ヘクタールに減少しております。未同意画地等ございます。引き続きこちらもその進捗率を伸ばしていくよう努力してまいります。

3ページを御覧ください。同意取得率でございます。こちら前回と比べまして、4人同意が増えております。1,487名、97.8%の取得率となっております。未同意につきましては、6ヘクタールから3ヘクタールに減少しております。引き続き環境省から、それから現在町にもご協力いただきまして、お互いにお話をさせていただいているところでございます。できるだけこちらも同意を増やすように努めてまいります。

ページをおめくりください。4ページでございます。こちらは拠点区域内と外縁の位置図をつけております。変更がありましたのは点拠点となっている部分につきまして、分かりやすいようにお示しさせていただいております。それ以外に変更はございません。

除染、解体事業につきましては以上でございます。

○議長（高橋 実君） では、輸送課、杉課長。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（杉 浩行君） それでは、令和4年度の中間貯蔵施設への輸送状況ということで、資料5ページになります。今年度富岡町の輸送に関しましては、特定復興再生拠点区域において発生しました除去土壌の輸送を進めるということでございます。下に令和4年度の輸送実績書いてございます。令和4年5月31日時点の数量でございます。上段、県全体の輸送量、それと総輸送車両数書いてございますが、富岡町からの輸送に関しましては黄色い枠組みが書かれておりましたとおり輸送量8,441m³、総輸送車両数1,188台、5月31日時点ということでございます。

続きまして、6ページ目でございます。昨年度の輸送の実績と今年度の実績を示してございます。オレンジ色が今年度の状況で、緑色が前年度の実績でございます。昨年度は約36万3,000ですが、今年度は約2万2,000ということで、かなり少なめに推移していく予定でございます。

それと、続きまして7ページ目でございます。今年度の仮置場の場所と仮置場名を示してございます。深谷1、深谷3、深谷国有林仮置場を使いまして輸送実施をしておりますが、深谷1仮置場については今年の4月に輸送を完了しておりますので、今年度は深谷3と深谷国有林を使いまして輸送を実施したいと。総輸送量2万2,000という予定でございます。

続きまして、8ページ目でございます。青い実線で輸送ルートを示してございます。昨年度とちょっと異なるのは国道6号を使わせていただいて、楢葉町から輸送を実施したいと。これに関しましては6月17日から輸送を開始する予定にしておりまして、約1週間、期間にしては10日程度、約1日20台ぐらい輸送する予定で進めております。

輸送は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 仮置場対策課、澤課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（澤 邦之君） それでは、9ページに基づきまして、仮置場の原状回復及び返地計画について申し上げます。

令和4年度の仮置場復旧等工事につきましては、令和5年の春頃避難指示解除が予定されている特定復興再生拠点区域内の仮置場場内の除染を完了させるという工事の計画をしております。場所は右の地図の青く囲ってある箇所でございます。仮置場の除染につきましては、造成時に一定の線量低減措置といいまして、田面の表土の剥ぎ取り、除染工程の一部を既に行われております。ですので、今回の工事では現状回復工事として、碎石通路の一部撤去と、それと同時に場内の未除染の箇所を除染をするという工程にしております。除染の対象にしておりますのは下の箱の中、田畠、主に畦畔が未除染ですので、そこと山林、道、水路、いずれも場内のものですけれども、を対象にしております。地権者様に対して工事着手前に説明をして、終わったら完了の報告をするという流れで今年度進めてまいります。今年度除染を行いまして、次年度以降、令和5年度以降の復旧工事及び返地の進め方につきましては、富岡町で計画をされている跡地利用計画、こちら考慮しつつ役場様であるとか、地権

者様であるとか、関係者と協議をして決めてまいりたいと思っております。

簡単ですけれども、以上でございます。

○議長（高橋 実君） 次に、廃棄物処理施設運用管理室、西山室長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課廃棄物処理施設運営管理室室長（西山卓也君） では、資料に基づきまして、特定廃棄物の埋立処分事業の状況等についてご報告をさせていただきます。

10ページ目を御覧ください。輸送・埋立の実績につきまして、最新の状況でございますが、令和4年度の5月でございますけれども、5月中の実績につきましては3,755袋、累計といたしまして22万9,175袋の搬入をさせていただきました。また、6月初旬の処分場の状況でございますが、右下に写真をおつけをさせていただいております。現在10段目の層におきまして、埋立て事業を行っている状況でございます。

では、1枚おめくりいただきまして、11ページ目を御覧ください。埋立実績と埋立計画について、前回の全員協議会でもお示しをさせていただきましたが、特定廃棄物の埋立て期間、開始から約6年となります令和5年度までの特定廃棄物の埋立てにつきましては約30万袋を計画している状況です。令和3年度末の実績が確定いたしまして、約74%の埋立てが完了している状況です。また、特定廃棄物の埋立て完了後も双葉郡8町村の生活ごみにつきましては、引き続き約4年間埋立てを行う予定でございます。ただいまご説明をさせていただいたものが下のグラフの内容になってございます。

12ページ目を御覧ください。環境モニタリングの結果についてでございます。ご承知のとおり本施設につきましては、様々な環境モニタリングを実施をさせていただいているところ、その状況につきましてご報告をさせていただきます。

以下のア、敷地境界における空間線量率でございますが、4月時点の情報までお入れをいたしておりますが、放射性物質の特異的な上昇というものは見られていない状況でございます。

また、右、イでございまして、施設下流域の河川水中の放射能濃度、セシウム134、137を測定しておりますが、調査の結果全て検出下限値未満でございました。

その下、ウでございますが、処分場からの放流水、重金属等の濃度測定をしてございますが、この放流水に関しましても埋立て開始以降、法令で定める基準値を全て下回っている状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、13ページ目でございます。特定廃棄物の輸送についてでございます。特定廃棄物の輸送ルートにつきましては、右の地図の赤線でお示ししたところが町内から搬入したものの、緑、青につきましては町外からの輸送ということで、こちらの道を活用させていただいてございます。特定廃棄物につきましては、令和4年度は年間で約5万袋を輸送予定でございます。輸送車両が集中する国道6号における輸送台数につきましては、最大65台パーザー程度でございます。富岡町からの搬出につきましては、令和4年度中をめどにおおむね輸送完了する予定でございます。これが深谷国有林内の施設から5,000袋程度を予定してございます。また、双葉郡8町村の生活ごみの搬出

につきましては、令和4年度においては年間で約1,000袋程度を輸送予定でございます。

では次、14ページ目、リプルンふくしまのトピックスでございます。リプルンふくしまにつきましては、ご地元の皆さんのご理解いただいた下、来館者数につきましては累計6万376名の方に5月末時点で記録いたしました。新型コロナウイルスの感染拡大防止を図りながら、引き続き地域に根差した様々な活動を実施してまいりたいと考えてございます。昨今のイベントにつきましては、4月9日、10日に開催されました富岡町桜まつり2022にブースとして出展をさせていただき、リプルンふくしまの取組のご紹介をさせていただいています。また、4月29日から5月8日までのゴールデンウイークイベントの開催をさせていただきまして、こちらについて多くの方にご参加をいただきました。また、リプルンふくしまの後ろにございますモニタリングフィールドにおきまして、オーガニックコットンの種をまきました。今後これらの苗植えでしたりとか受粉作業におきまして、イベント開催をさせていただきたいと考えてございます。

環境省からの資料の説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ページでいったほうがいいですか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（高橋 実君） フリーでいいですか。

〔「大きな項目ごとに」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 資料1、資料2、資料3、資料4でいいのか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では、資料1の1、2、3、4ページで質問ある方。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 解体のスケジュールなのですけれども、年度初めということで、あまり次々、次々とできているような雰囲気ではないのですけれども、いつ頃から本格的に始まって、あまりぎりぎりというか、避難指示解除がだんだん近づいてきているので、なるべくそれなりの状態で実際にどうなったのかというところを確認した上で進められればなと思うのですけれども、スケジュール的にはどんな感じなのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご指摘ありました解体につきましてでございます。除染も含めてでございますが、今年度の工事、こちらについては契約が済んでおりまして、順次指示というか、どこをやるかということで受注者と調整しております。本格的な工事の開始ですけれども、6月中旬には本格的には稼働してくるということで、今月中旬稼働してくるという予定となっております。資料の説明で少し触れさせていただきましたが、現在解体申請数も、準備宿泊開始したこともあると思いますけれども、増えてきていると思います。こち

らについては、速やかに着手できる段階になりましたら工事に着手できるように、順次受注者と調整して進めてまいります。具体的には先ほど50件ということを申し上げましたけれども、それ以外に着手できるものがあります。15件すぐに追加できるということでございます。また、調査が、実際工事に入る前に申請書に沿って、調査をさせていただきますが、こういったものも22件ございます。そのほかいろいろな事情では入れないものもありますけれども、関係人とよく話をさせていただいて、どんどん工事を進めて、最終的に今年度避難指示解除に向けて、できるだけこの数字が伸びてくるようにしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 分かりました。

それから、当然今解体と除染と両方の話で言ったのですけれども、今年度も解体はもうちょっと今まで延びるのだと思うのですけれども、やっぱり土地の除染早くしてもらうところも必要だと思うのですけれども、それは同じようにやはり土地の除染は先行してやるという形は取っていくのかということ。

それともう一つ、大分直前の除染を希望となってきてているのですけれども、もう十分直前なのかなと思うのと、あと建物が壊れているというか、劣化が激しい建物がありますよね。そういうところがなかなか進んでいない部分もあるみたいなのですけれども、その辺の建物の状況って、建物の地主とか、持っている所有者との交渉というのは進んでいるのかちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） まず、最初の土地の除染の先行というところでございます。もちろん我々としては、解体をする意向がございましたらまず上から順に解体をして土地を除染と、これが一番効率的でもありますし、再汚染のリスクも一番小さいと思っておりますので、そういったお話をさせていただきます。ただし、建物についてはちょっと迷っているということでございましたら、こちらから土地だけでも除染をさせていただいて、その状況を見てからご判断いただくのもいいのではないかということで、土地の除染ができればそれだけでもできるだけ進めていくように、今年度も進めてまいります。

また、時期の話もございました。どうしても常に毎日のように関係人の方にお話しできることもなかなか難しいので、今年度工事の受注者も決まりましたので、改めてこちらから各関係人にご連絡させていただいて、タイミングとしてはもう今年度、来年春に向けて今年度という時期、もう1年切ってきましたので、除染、それから解体いかがでしょうかというようなお話をさせていただきたいと思います。

それから、危険家屋でございます。環境省で特に危険な家屋として今8件把握しております。そのうち3件は、もう解体が済んでおります。また、2件につきましては解体工事着手できるようになりましたので、それについてはすぐに着手していきたいと思います。それ以外の残る部分につきまして

は、なかなかお話しいただいても様々な理由で申請ができない、あるいはちょっとお話をなかなか進まないというところございますので、その辺につきましても町と協力して、できるだけ危険なものについては解体できるように話を進めてまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 二、三点お聞きします。

除染なのですけれども、仮置場と拠点整備ダブっている部分あります。当然ダブっている部分に関しては今年度中にのり面とか、畦畔とか、水路とか多分除染して、来年早々、春ですか、解除に向けて進むと思うのですが、町の土地利用計画とダブっていますので、どの程度の除染をやるのか。一定の数値まで下げる除染は当然やると思いますが、被覆とかいろんな問題出てきていますので、農地に関しては多分平地は剥ぎ取りやっているから、線量はそんなに高くないと思うから、やる必要ないのかなと思うのですが、畦畔とか水路、のり面関係はやっていないものですから、剥ぎ取りはりますよね。平地に関しては、町の土地利用計画で考えていった場合に被覆ですか、山砂被覆50ミリくらい入れていると思うのですが、それはやるのかやらないのか。私は、必要ないのかなと思うのですが、町との土地利用計画の中で、町ではいつ頃工事進む考えなのか。その辺の兼ね合いでどんなお考えしているのかお聞きしたいのですけれども。

○議長（高橋 実君） 仮置場対策課、澤課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（澤 邦之君） それでは、仮置場対策課、澤から今のご指摘についてお答えいたします。

今のご質問は、恐らく9ページにお示ししている仮置場の中の除染の進め方ということであろうと思います。今ご指摘のように、この土地につきましては、ここに書かせていただいたとおり造成時に田面、平地と今議員がおっしゃられた平地の場所については既に剥ぎ取りが行われていて、除染の一部工程が既に済んでいる。未除染、まだ実施していない畦畔を剥ぎ取っていくということにしております。覆土をするのかというところは、まさに今後の富岡町の跡地利用計画を考慮しながら進めていくことになろうかと思います。除染という意味では平地の除染、剥ぎ取りは終わっていますので、畦畔の剥ぎ取りを終わらせる。覆土については跡地利用の姿が見えてから行っていくというつもりではあります。ただ、もちろんここはもともと圃場ですし、圃場として同程度の線量の低減の措置というのは図っていきたいと思っておりますので、この辺りの進め方も役場とよく協議をしながら進めていきたいと思っているところでございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

町で土地利用計画決まっている以上は町が早く進むか、遅く進むかの問題にかかっていると思うのですが、その辺で無駄のないようにやっていただければちょっとでも除染が先に進むのか、ほか地区

まで進んでいくのかなと思うのです。例えば拠点整備の除染が経費が少しでも低く終われば残った部分で外縁除染にも入っていけるのだろうし、その辺を町ときちと協議して、当然除染も早く進めもらわなくてはならないし、町の方の再利用、土地の利用計画もそろそろ発信してもいいのではないかなど私は思うのですが、その辺の兼ね合いこの場では聞きませんけれども、よく相談しながらやつていただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 仮置場の部分の農地の約20町歩の考え方、町としてどう考えているのか、環境省でどう考えているだか、今のやり取り聞いていると議長としてはちょっと納得できないのだ。だから、環境省の部分の考え方と町の考え方、どう考えています。まず、町、担当は生活環境課でしょうけれども、替わったばかりでそこら辺の前からの流れが課長、分かる。分からない。分かる人いるか。

企画課長。

○企画課長（原田徳仁君） お答えさせていただきます。

まず、この特定復興再生拠点区域内にある6号東側にある仮置場でございますが、町の土地活用については議会にも説明をさせていただいたところでございます。これから農業もあるし、それからほかの作業もあるし、多岐にわたる運営に当たって有効に活用できる土地だということですが、様々使うに当たっても、例えば産業団地にしようとなったときに、建築が始まって、高線量が出てきてはアウトになってしまふという部分がございます。ということは農業にしろ同じことでございますので、まずは除染というものをしっかりとやっていく。その上でその後の土地利用ということをもう少しじっくり検討したいということでございますので、まずは除染とこちらを先に進めていくという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 環境省、澤課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（澤 邦之君） 今原田課長からご指摘のとおり、役場で今内部検討中である有効活用の在り方を含めまして、原状回復の在り方は技術的に可能な範囲で対応していきたいと思っております。当然跡地利用のことを考えますと、高線量が残っていては困るというご指摘もごもっともかと思いますので、この今対象となっている箇所についてはきっちり除染をしていく所存でございます。先ほど申し上げましたように、こちらにつきましては今現状地目圃場ということでございますので、返地をするときにはどのような形でお返しするかはまた役場ともよく調整が必要なところではありますけれども、除染につきましては線量は相応に下げていきたいと思っているところでございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今言ったように6号線東側、完全な圃場としての形にして返すのか、それとも必要でない部分はやらいで返すのか、その辺なのです。要は線量の低減は、基準何ぼ、農地だつ

たら何ぼまでしますよという基準あるはずだから、それまでは絶対下げてもらわなくてはならないと。平地に関しては1回剥ぎ取りやっていますので、線量が低減していれば、基準値以内であれば多分取る必要ないと思うのです。基準値より高かったら当然それも取ってもらわなくてはならないけれども、線量がもう基準値まで下げてもらうというのは原則ですから。のり面とか水路とか畦畔に関しては剥ぎ取りやっていませんから、当然基準値よりは高いと思うのです。これは、当然やってもらわなくてはならないと。役場と話ししながらと両方で話ししながらと言っていても、なかなか回答がかみ合わないということは、全然話ししていないということなのですね。町は土地利用計画きちっとできているわけでしょう。本来だったら畦畔も何も造らないで、全部線量下げる工事やって、それで引き渡せばいいはずなのです、地権者と話ついているのであれば。だから、畦畔造って覆土までして、無駄な工事が出たとすれば、そういうことはやらないで、前に進めたほうがいいのではないですかと私言っているのです。そんな線量下げるのは当然ですから。

○議長（高橋 実君） 庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 今ご質問いただいております6号線の東側の松の前仮置場の返地に関してでございますが、まず今年度につきましては拠点区域内でございますので、避難指示解除に向けましてとにかく線量下げる。除染を行っていないところは除染を行うという工事をしっかりとやりたいと思っております。具体的には先ほど澤からご説明したように、既に田面の剥ぎ取りは行っておりますので、畦畔でありますとか、あるいは水路であるとか、まだ除染を行っていないところについては除染を行いますし、その後に線量の測定、モニタリングを行いまして、モニタリングの結果、きちんと線量が下がっているということを確認をして避難指示解除を迎えるといったことを今年度の工事の予定としております。それから、来年度におきましては、こちら仮置場として地権者の皆さんからお借りしていた場所でございますので、地権者の方々、それから町役場の方々のご意見をお聞きしながら、この仮置場の原状回復工事の中で対応可能な工事につきましては行ってまいりたいと思っておりまして、そういった地権者、町役場の皆さんとの声を十分にお聞きしながら来年度の工事考えていきたいと思っております。

○議長（高橋 実君） 高野副町長。

○副町長（高野 剛君） 役場での検討状況についてお答えをしたいと思います。

この仮置場になっていたところの土地利用の在り方についてですけれども、昨年来検討をしてきたところでありますと、環境省ともこういった考え方がありますということを話をしてきたというところでございます。この地域の利用の仕方については、なかなか農地に戻す、営農を再開するということが難しいだろうという予測を立てておりますので、議員おっしゃるとおり農地に戻す作業をしますと手戻りが生じるということになりますかねませんので、そうしたことがないように、まずは線量を下げていただくという、手戻りがないところまでまずは解除まで進んでいただくということをお願いをしております。その先についてというところでありますけれども、この点については今様々検討している

ところであります、地権者の皆様と交渉もこれから必要になってくるかと思いますので、この先のところを確定するというのは今後の作業ということになってまいります。将来ビジョンとして産業団地等の利用ということを構想立てておりますので、そういった方向に沿った形で進んでいくように取り組んでいきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 町では今のやり取りの延長でいいの。後でこうだった、ああだったとかないのか。今の町の職員ないし環境省のやり取りの延長で、あの20町歩の区間はこれでしゃんしゃんでいいのかなと。後で何か問題起きたとき、議会へお尻持ってくるようなことないでしよう。

竹原副町長。

○副町長（竹原信也君） 先ほど高野副町長からありましたとおり目的はそういうことでやっていきますが、1点だけ違うところがございます。空間線量だけではなくて、こちらの土地につきましては当然建物も建てていくということ、一般の宅地であれば空間線量だけで済むところでございますが、先ほど9番議員からもありましたようにこちらにつきましては農地に戻す、農地だったということもあるとベクレル管理もするところでございます。どちらも踏まえて、今環境省とは調整しているところでございます。当然線量プラス本来の農地だったときのベクレル、そういうところまで含めて対応していただけるように環境省とは調整しているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 私心配しているのは、環境省の地権者に対しての返地の年度と町の土地利用計画がずっと遅れることになると、畦畔まできちっと造って返すような状況が生まれたら手戻りが多くなってしまうのではないかと私は考えているのです。畦畔造ろうが造るまいが、ベクレルも空間線量も変わらないですから、だからその辺を町がちょっと遅過ぎるのではないかと思って心配しているのです。だから、その辺を環境省の返地予定とよく工程的に打合せしながら、進めるべきものは早く進めていかないと後々問題が生じるのではないかと思って心配しているのです。その辺だけです。

○議長（高橋 実君） 庄子次長。

○環境省福島地方環境事務所次長（庄子真憲君） 私ども仮置場の復旧工事におきましては、地権者のご意向を踏まえて原状回復工事としてできることをしっかりとやっていくということが基本でありますので、地権者のご意向をよくお聞きいたしますとともに、このエリアについては町で跡地の利用の計画がおありだということでもありますので、町ともしっかり調整させていただいて、来年度以降の工事進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。あとありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） 今どこまでやったのだ。

[何事か言う人あり]

○議長（高橋 実君） 9ページまでやったのだろうか。

[「5から8まで」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） 仮置場までしゃべったのだ。澤課長出たのだ、もう。

[「拠点整備の部分で聞いたの」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） 違う。だから、仮置場まで今やり取りしたから、9ページまで終わったということなのだ。

[何事か言う人あり]

○議長（高橋 実君） あそこ拠点でないもの。仮置場だもの。

[「5からいきます」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） 5から。

[「はい。5から始めます」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） 5、6、7、8ページ。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 輸送という形でちょっとお聞きします。

今中間貯蔵への輸送、環境省の輸送のトラックについて走っていますが、今町内もいろいろと道路が傷んできて、基本的に今困っている状況があるのですが、ただ今中間貯蔵、また関連する関係者の車自身のせいとは言いません。ただ、大型的な車が走っているのは関係者なので、一応環境省にお聞きしたいのですが、ある程度区間を置いて走っている地域の道路についての道路診断、また道路パトロールしているのかどうか、その点。

○議長（高橋 実君） 答弁誰か。

杉課長。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（杉 浩行君） 輸送課の処分土壌につきましては10トン車のトラックを使っておりまして、それでその分は多少輸送することによって道路を傷めるのではないかという考え方の下、町と損傷箇所どうしましょうかと、直しましょうかというような調整をしながら、輸送が終わった部分については補修を実施しているところでございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。基本的にはなぜ聞いたかというと、環境省全般だけではないと思うのですが、ただ一応常に対応し、常に直さなければいけないことがあるので、今町と協議しているということであれば、よりよい細かい方法も決めていただいて、町がすぐ対応できるようにしていただきたいと思います。再度お願ひできますか。

○議長（高橋 実君） 杉課長。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課課長（杉 浩行君） 町とまた調整しながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。5、6、7、8ページないね。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） では、9ページの仮置場対策課に移ります。質問ある方。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） では、次の廃棄物処理施設運用管理室、10、11、12、13、14ページまで。ありませんね。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） では、資料1から資料4までの質疑を終了します。

追加でそのほか何かございませんか。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） 環境省にちょっと1点お聞きしたいんですけれども、個人情報の取扱いについてなのですけれども、実は私一町民の方からご相談というか、お聞きしたのですけれども、夜の森北の先行除染でもう除染もなさって、更地になっている土地なのですけれども、あるとき何か2社の会社から、土地を貸していただけないかというお電話をいただいたそうなのです。それで、全然知らない会社なのですけれども、どちらからそういう情報を得たのですかと聞いたら1件は環境省、もう一件は除染をされた会社だそうです。それってどういうことなのでしょうか、どういうご指導なさっているのでしょうかととても怒っていました。それで、環境省の誰というのまでもちゃんとお話、名前は分かっております。だから、そういうところをきちんと指導、ここにいる方はそういうことはないのでしょうけれども、その下の方というのにはきちんとご指導なさっていただきたいと思います。そうやって町でもいろんな町づくりの計画をしているのに、横やりを入れるように、個人的なそういう貸し借りをもう早めにしたりということも何か不安にもなりますので、その辺ちょっとお聞きしたいです。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 夜の森の先行除染の関係で個人情報が適切に取り扱われなかつたということで、大変申し訳ございません。ちょっと早急に事実関係確認しまして、再発防止、情報管理徹底してまいりたいと思います。もちろん職員含め、受注者に対してもそういう指導はこれまでしておりましたが、より一層厳格にやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） よろしくお願ひします。

それと、ついでと言ったらあれなのですけれども、その方にまた環境省からフォローアップの件で

連絡いただいたそうです。その方、敷地内に木があるので、きっとそれが除染、もし木も切ってくれるのならと環境省にお願いしたら、それはやりませんと。それは、私たちも聞いていましたので。そしたら、その後の回答が富岡町で伐採していますので、そちらを利用してくださいという答えが返ってきて、町に問い合わせたら町はやっているわけがありません。除草もしていないので。それで、そういうふうな感じですごく不愉快な思いをしたと。ちゃんとした情報というか、お答えを町民の方から来た場合はしていただけませんか。その後また環境省から電話が来て、木何本あるのでしょうか、数えさせてください、敷地内に足を入れさせてくださいと何かお電話があつて、切ってくれるのかなと思ったから、いや、木を数えるのはいいですよと返答したら、それ以来何も連絡がないとその方おっしゃっていましたので、その辺もよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 重ね重ね申し訳ございません。本日ご指摘いただいた点、大変重要な点だと思います。先ほどもご説明差し上げましたが、これからできるだけ除染をさせていただく、それから解体の申請も必要なところはご判断いただくような状況でありまして、町の復興事業ももちろんございますが、そういったところで不信感を生んでは先に進まないと思いますので、重大なご指摘いただいたと思いまして、改めて職員指導をしてまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 秦所長にお願いします。解体なのですけれども、既に解体の申請はもう数年前に締め切っているのですけれども、建物の所有者が20年くらい前に亡くなつて、その後子供の間で相続でトラブルがあつて、未登記のままだったと。そんなことがあって、この原発事故が発生したと。当然賠償の話なんかも出るので、そのトラブルがずっと延々に続いてきたと。それで、結局その登記ができないから、所有者が確定できなくて解体の申請ができなかつたのだけれども、つい最近になって、ようやく裁判により所有者が確定したと。その間やはり特別な事情により解体の申請ができなかつた場合に、後ればせながらこの解体を認めてほしいということなのですが、所長、どうでしょうか。

〔「区域」と言う人あり〕

○7番（安藤正純君） 解除区域は、居住制限区域になります。もう4年前、2018年に締切りは終わっているのですけれども、その頃トラブルの最中で申込みはできない状態にありました。裁判が確定したのがつい最近です。

○議長（高橋 実君） 秦所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（秦 康之君） 解体の期限につきましては、大変申し訳ないですが、いろいろ調整した上で決めさせていただいてやっています。我々としては、今のご事情はあるにせよ、これを解体するというのは難しいのですけれども、一方で同一の地番内で建て替え等を行うのであれば東電の賠償対象にはなるとは伺っております。いろんなご事情があることは承知はいたし

ておりますけれども、現状ではちょっと難しいかなと考えてございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 以前同じような質問したときに、町とお話しして、特段の事情がある場合にはというところがあったと記憶しているのですが、そういうような特段の事情、結局解体の申請をしたくてもできなかった事情、これは酌み取ってもらえないのですか。前から建て替えする場合にはオーダーだよなんていうのは今初めて秦所長、私きましたけれども、特段の事情というのは私以前聞いたことある、覚えがあるのですが、その辺、所長、いいですか。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 (午後 1時53分)

再 開 (午後 1時55分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

秦所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（秦 康之君） 特別な事情ということに関しましては、過去に対応した事例はございますが、それはある場所を除染するために、どうしてもこの建物解体しないところの除染ができないといったようなケースでございまして、今回のようにいろんな事情あるにせよ、期間を外れてご申請いただいても、ちょっと対応は難しいかなと考えておるところでございます。どうぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） よそでやった特段の事情を今私がお願いしていることに当てはめてくださいとは私思いません。私が今言った裁判とか、相続のトラブルとか、そういったことで正式な解体の申請ができないままずっと来て、これが特段の事情に入らないのですかという今質問で、ここはぜひ町と協議していただいて、認めてもらいたい。特段の事情の中に入れてもらいたい。やはり申請したくても、申請できない状態にあったわけだから、それは締め切ったから駄目だというのは、それはちょっとないと思う。私は、今の説明は納得いかない。だって、フォローアップ除染だって、1回除染終わってから、また除染やるのだから、除染の期間終わったって。特別に線量の高いところは認めて除染するのだから、解体だって申請できたのに、申請しなかったのなら、それは秦所長の言うとおりでいいです、別に。そのとき迷っていたとか、迷っていたあなたが悪いのではないですかでも、それはしようがないと思う、何年もたっていれば。でも、申請したくてもできない状態にあれば、それは特段の事情と言わないのですか。その辺はぜひ町と相談しながら決めてもらいたい。

○議長（高橋 実君） 秦所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（秦 康之君） 解体についてはどうしても申請主義でございますので、そういった点でちょっと除染とも違う、そういった考え方もあることもご理解いただければと

思います。このようなご要望はいただいたということで、また本省とも含めて協議はしてまいりたいと思います。ただ、総論から申し上げますと難しいかなというのが正直なところでございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 何か一議員ではちょっと力ないので、町長からも強く本省と相談するというので、町長からも強く要望して、やむを得ない事情というのは世間にはいっぱいあるのだから、そこは被災者側に立って、ぜひやってくださいということでお願いしたいのですが。

○議長（高橋 実君） 町長。

○町長（山本育男君） 今7番議員のご指摘、ありがとうございます。私、町としましても、そういういろいろな事情の町民に寄り添って考えていきたいと思います。また、秦所長ともよくその辺協議しながら、どうやつたらうまくできるか。できないのが最初からできないのではなくて、どうやつたらできるか、どうしてもできないのかというのはちょっと考えていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 副議長。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） 仮に、今の関連なのだけれども、これが危険な住宅に値するというときは、期間が切れていても国でやってくれるのか、個人がやらなくてはならないのか、そこら辺はどうなりますか。

○副議長（堀本典明君） 秦所長、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所所長（秦 康之君） 個別の申請者といいますか、持ち主だけの事情だけではなくて、そのほかにもいろんな事情もあるかもしれませんので、そういうものを総合的に勘案しながら、町とも相談をさせていただければと思っております。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） ちょっと町の住民課になるのか、生環になるのか、どこなのだからちょっと分からぬ状態で質問するけれども、住宅の朽ちた状態で危険箇所、特に道路脇とか、あとは宅地も除染していない状態だから、がさやぶになって、いつ道路脇で火の気出るか分からないようなときにはどういう処置町でします。

○副議長（堀本典明君） 総務課長、どうぞ。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 一般論を申し上げます。一般論です。一般論を申し上げれば、危険建築物を撤去するというところについては所有者の責任においてやっていただくのが一般的な話になります。所有者がなかなか動かない。それでも公衆衛生、それから公衆の安全に重大なる危険が懸念されるという場合については代執行ということもございます。しかしながら、代執行ですから、基本は所有者、関係者が責任を持って撤去するというのが一般論でございます。特殊な話については様々、例えば除染に絡むものだったり、いろんなことについては様々ご相談をすると先ほど町長も申し

上げておりますので、ご協議した上での話になろうかと思います。今すぐ回答できるところは今申し上げたまでです。

以上です。

○議長（高橋 実君） 分かりました。まず、持ち帰ってよく何ができるのだと、ちょっと知恵を絞ってみて、回答ください。よろしくお願ひします。

いいですか、7番。

○7番（安藤正純君） はい、オーケーです。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） すみません。ちょっとスケジュールのところで聞かなかつた。申し訳ないです。フォローアップではなくて、事後モニタリングを大ざっぱにやりますというだけなのですけれども、事後モニタリングの終わりと発表と、あと今中間もないのですけれども、今回の特定復興の中には大菅の川田地区というところが入っていて、後ろに大熊との境のところに山を抱えているようなところで開放されているのですけれども、この間通ったら家を新築しているところとかあるのですけれども、そういうところも含めて避難指示解除に向けて、そんなに悠長なフォローアップの状況の説明では困るのですけれども、どう考えていますか。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） ご指摘の点、モニタリングの部分と、あとフォローアップ除染の点と2つあるかと思います。フォローアップにつきましては、これまで全協でご説明差し上げましたけれども、特に宅地も重要でございますが、森林の線量高いと把握しておりますので、こちらについて速やかに、昨年度の工事から着手しておりますので、今年度につきましても速やかに着手して、線量を下げていくということをやっていきます。事後モニタリングにつきましては、昨年度は全域終了していました、こちらについてはそれを含めた線量の結果というのをたしか前回の全協でもご報告差し上げたかと思います。こちらを今年度遅くならないうち、もう速やかに実施して、ただ今年度も除染進めているところございますし、昨年度の工期の終わりに除染しているところもございますので、そこからある程度の期間取って実施するところもございますので、まずは大部分もう一度測定をする。それから、順次さらに事後モニタリングをすべき点が出てくればそれについてもやっていくということで事後モニタリングを進めてまいります。結果につきましては、除染検証委員会にもご報告差し上げて、町にもご報告差し上げてということで、スケジュールとしてはなってくるかなと思います。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 大枠の平均ではそれでいいと思うのですけれども、平均ではない部分が、どんどん、どんどん避難指示解除するというところはそういうところが出てきます。事後モニタリングが最終的に分かっていないままにフォローアップのお願いもできないです。住民側からのフォローア

ップのお願いです。皆さんのお問い合わせ、自分がこうだからというフォローアップではなくて、住民側からフォローアップしてほしいというところの部分の結果は、それは当然夏ぐらいにはもう出してくれるのですよね。

○議長（高橋 実君） 須賀課長。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（須賀義徳君） 昨年度の事後モニタリングの結果についてはもう送付が完了しております。また、除染につきましては当然除染終わった直後も線量結果を報告しております。基本的にはそういったところの次の段階として事後モニタリングということでございますけれども、ご指摘いただいたとおり遅くなってはいけないと思いますので、事後モニタリング実施次第速やかに今年度につきましても送付させていただきたいと思います。また、こういった取組のほかにも個別にご相談いただければ環境省で測定を一緒にさせていただいて、どういったところ気になるかとか、追加的に除染できるかどうか検討することもできますので、こちらについてももし可能でしたらご案内いただければ、こちらも周知可能な限りしていきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 特定復興再生拠点区域の解除の考え方についてちょっとお聞きしたいのですが、新夜ノ森区域というのは今回解除の中に入っていると思うのですが、新夜ノ森行政区の中でも白地地区になっているところがあります、その部分についての除染であるとか、あとは解体について、今ほどありましたけれども、個別事情等も含めましてできるかどうかということをお聞きしたいのですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 内閣府、黒田君。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括・広報班長（黒田浩司君） 内閣府現地対策本部の黒田です。解除の考え方をお示しさせていただきます。

避難指示解除につきましては3つの要件ございまして、まず実効線量20ミリシーベルト以下であること、また生活環境、インフラ整備がなされていること、地元の十分な協議があることがございます。今回のご質問は、特定復興拠点区域の話だと承知しております。特定復興拠点の区域につきましては、空間線量が実効線量相当の3.8マイクロシーベルト以下となるような形で十分な除染を行うことになっておりますが、拠点区域外、白地地区と言われているところにつきましては昨年8月に政府方針を示させていただきました帰還のご意向のある方をベースに、その方の生活圏を中心に除染開始を進めていくという方針になっています。これにつきましては、特定復興拠点の解除後、遅滞なく除染開始を進めるという方針になっておりますが、何よりまず今町執行部の皆様とも相談しておりますが、住民の帰還意向確認をベースに、どのような除染範囲とするかということをこれから決めさせていただきますので、今のご指摘の地区についてはこれから議論になるかと考えております。

以上となります。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） すみません。質問の仕方が悪かったと思うのですけれども、新夜ノ森地区は基本的に今回の来年度の解除の中に入っていると思うのですが、その区域の中で白地地区がありまして、そこにお宅を持っている方がいらっしゃるのです。そういった場合に外縁除染も含めてやっていただけるのかということでお聞きしたかったのですけれども。

〔何事か言う人あり〕

○3番（佐藤啓憲君） 4ページのこの赤い部分が基本的に拠点区域だと思うのですが、一番上の大菅地区から、これ6号線が赤い線なのですが、6号線よりも右側に、東側に新夜ノ森地区というところがありまして、そこにかかっていまして、そこに住民が住んでいらっしゃったというところが3軒ぐらいあるものですから、そういう部分の考え方というか、ちょっと拠点を解除して、また白地地区であるとその部分が取り残されてしまうといった部分がありますので、そこを個別でやっていただけるかどうかということなのですけれども。

○議長（高橋 実君） 暫時休議します。

休 議 （午後 2時11分）

再 開 （午後 2時13分）

○議長（高橋 実君） 再開します。

ほかにありますか。ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） では、そのほかもございませんということで、以上をもちまして付議事件1、除染解体工事及び中間貯蔵施設への輸送並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況についてを終わります。

ここで説明者の入替えのため、暫時休議します。

休 議 （午後 2時13分）

再 開 （午後 2時22分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

次に、付議事件2、県道小良ヶ浜野上線道路改良事業についての議題に入りますが、説明の前に福島県を代表して相双建設事務所、星事業部長よりご挨拶をお願いいたします。

○福島県相双建設事務所事業部長（星 文高君） 福島県相双建設事務所事業部長の星と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は事務所から私を含め道路の担当課長、係長、担当の4人で出席をさせていただいております。今後この県道小良ヶ浜野上線の道路改良事業につきまして、事業の概要や今後の予定を説明させてい

ただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 次に、服部道路課長。

○福島県相双建設事務所道路課長（服部典之君） ただいまご紹介ありました相双建設事務所道路課長の服部と申します。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 次に、佐々木道路計画係長。

○福島県相双建設事務所道路計画係長（佐々木未来雄君） 相双建設事務所道路計画係長の佐々木と申します。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） 次に、釣野技師。

○福島県相双建設事務所技師（釣野裕大君） 紹介にあずかりました相双建設事務所道路課技師の釣野と申します。よろしくお願ひします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

それでは、県道小良ヶ浜野上線道路改良事業についての説明を求めます。

説明は着席のままで結構です。

星事業部長。

○福島県相双建設事務所事業部長（星 文高君） それでは、私から県道小良ヶ浜野上線道路改良事業につきまして説明をさせていただきます。

お配りの資料、A3ワンペーパーの1枚を御覧ください。まず、この図面でございますが、上が北側を示してございます。小良ヶ浜地区の中心を表しております、右側に県道広野小高線、あと海、東側を表してございます。まず、一般県道小良ヶ浜野上線につきましては、富岡町の国道6号との接続を経まして、この小良ヶ浜地区を通り、東側にある県道広野小高線と接続しております。この後北上し、大熊町に入りまして国道6号、常磐自動車道を経まして県道36号線、いわき浪江線に接続する約11.7キロの一般県道でございます。

今回の道路改良の計画の対象区間につきましては、この図面にあります国道6号から東側に入りまして小良ヶ浜地区に入りまして、入ったところ、この左側にちょっとピンク色の多数共有地というのがあります、ここに入る道路というのが、これプリマファームへの入り口でございます。この左側のところから地区内を通りまして、東側に走ります県道広野小高線に接続する約1.4キロの事業の区間でございます。

なお、この小良ヶ浜野上線につきましては、地区の南北に走ります常磐自動車道、国道6号、またバイパスの整備が進んでおります広野小高線を東西に結ぶ重要な路線でございます。この事業区につきましては、道路幅員が非常に狭くて、現道の最小幅員は約4.5メートルでございます。この4.5メートルを今後道路改良によりまして、円滑な交通の確保と住民の帰還を支援するために、今後整備を予定しているところでございます。

なお、改良の幅員としましては最小幅員の4.5メートルから8メートルの道路幅員を計画してござ

います。計画の内容でございますが、この左側のプリマファームの入り口の西側から約1.1キロ区間につきましては現道の拡幅、4.5メートルを8メートルの幅員の現道拡幅で計画しているところでございます。それで、図面の右側にちょっと小さい緑色が見えるかと思います。これが赤坂神社を表してございます。この辺りから東側を走る広野小高線に向けて約300メートル区間につきましては、バイパスでの計画でございます。今道路がないところを幅員8メートルでバイパスで整備をしたいと考えてございます。あわせまして、1.4キロの全体計画を区間として改良を進めていきたいと考えているところでございます。この計画につきましては、これまでルートの選定を行ってきておりまして、今回このピンク色の点線でお示ししていますルート、西側から約1.1キロは現道の道路を広げる計画、残り東側の約300メートル区間につきましてはバイパス計画ということでルートを決定したところでございます。

今後の予定でございますが、まだ詳細に工事をするための測量、あとは道路の詳細な設計をまだやっておりませんので、これを今後進めていきたいと思います。

なお、進めるに当たっては地元の住民の方々に説明をしなければいけないところでございますので、今後事業説明まず行いまして、その後測量や詳細設計を進めていきたいと考えているところでございます。また、来年度以降にはなりますが、今度当然用地のご協力というものをいただいて、この事業を進めていかなければいけないところでございますので、用地の取得協力をいただくための用地測量など行って、用地の取得というものを経た後に事業着手というような、工事着手というような予定でございます。

なお、区間につきましては歩道単独の整備はございませんで、路肩を1メートルずつ両側取りますので、十分歩行者の安全な通行なども確保できるかなというので考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 説明は理解しました。赤坂神社のちょっと手前から現道から外れていくということで、ここから先は乗る場所がないということですか。浜街道にタッチするまでこの道路に入るところは1か所もなしになるのですか。赤坂神社の手前の道路、ここからは乗れるのですか。あとは灯台入り口ですね、これ。その次の町道ありますね。これのぶつかる部分では乗れるのかどうか。

あと、今言った歩道は、両側1メートルずつ路肩取るから、そこを歩行者は安全な通行できるという説明でしたが、1メートルでは安全な通行はできないです。その辺人通らないから、人いないから、1メートルにしたのか。どうせ造るのだから、もうちょっと広く取ってほしいです。

○議長（高橋 実君） 星事業部長。

○福島県相双建設事務所事業部長（星 文高君） ただいまのご質問でございますが、まず現道拡幅とバイパス部ございます。現道拡幅部につきましては、この茶色いところは今あるおうちなどを表し

てございます。あと、ちょっと見づらいのでございますが、道が当然ございます。そういうしたものに対するアクセスというのは当然考えてございます。ただ、バイパス部につきましては、そういう利用を踏まえまして、今後の詳細設計の中で詰めていきたいと考えてございます。今はまだルートを決めている段階でございますので、その辺の家からのアクセスであるとか、既存の道路からのアクセスについては詳細な設計の中で詰めていきたいと考えてございます。

また、次に歩道の整備ということでございますが、まずは現道の幅員が4.5メートルと非常に狭い道路でございます。これから住民の方々の帰還をまず支援したいということで、そのためにもまずは安全な通行、交通の確保というのを念頭に整備を進めてまいりたいと考えておりますので、歩道を入れて一緒に十何メートルぐらいの道路というのまでではなくて、まずは今の狭い道路を安全な交通を確保するということで、2車線は十分に取れて、かつ路肩が1メートルございますので、歩行者の方も今よりはもう全然、断然、安全に通れるというような幅がございますので、その計画でまずは整備を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） バイパス部に関しては、今から住民の利用勝手のいいように現地測量などを踏まえて考えていくということですので、ぜひそのようにお願いします。

あと、歩道に関しては、当然今4.5メートルしかないやつ8メートルくらいの道路になるわけでしようから、利便性からいってもかなり安全に通行できるし、歩く人も安全な歩道になるのかなとは思うのですが、通常からいうと道路が広くなれば車当然スピード出して走りますから、1メートルでは安全な通行はできないのです。大型ダンプなんか走った場合にはあおられる可能性も出てくるし、そういうことから考えればちょっとでも幅の広い歩道があればいいなと思うのですが、その辺ぜひお考えください。今現状から見ればかなりいい道路にはなります。それは理解しています。1つ要望としてお願いしたいのは、もうちょっと広げていただければありがたいなと。本当であれば優しい歩道造りといって、今3.5メートルが5メートルになったり、5メートル両方に取ったのでは大変だから、片側に寄せて5メートルにしようかという時代に1メートルずつあればいいんだろうという話はないと思いますので、ぜひもう少し利用勝手のいい道路にしていただければありがたいと思います。

○議長（高橋 実君） 星事業部長。

○福島県相双建設事務所事業部長（星 文高君） 今のご意見いただきましたことにつきましては、持ち帰りまして十分今後の、まずは今回8メートルの道路改良ということで説明をさせていただきましたが、そういう地元の要望も当然あるということで十分踏まえまして、今後の宿題として持って帰りたいと思いますので、分かりました。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） これ供用開始の目標というのはいつぐらいになるのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 星事業部長。

○福島県相双建設事務所事業部長（星 文高君） 現在我々が目標としておりますのは第2期復興・創生期間内での完了というものを目指してございます。ただ、昨今の状況を申し上げさせていただきますとまず人手不足、資材の不足、最近ですと資材の入手困難といった状況もありますので、なかなか難しい状況が続いておりますが、目標としては第2期復興・創生期間内ということで考えてございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

副議長。

○1番（堀本典明君） すばらしい計画出していただきまして、ありがとうございます。ちょっと9番と同じ意見になりますが、幅員広くなるのは非常に交通の便がよくなつて、いいと思うのですが、やはりまだ今帰還困難区域ということで、あの辺なかなか目標立てづらいというところもありますので、ぜひ歩道も含めた整備をしていただいて、住民帰還の促進につながるような事業にしていただきたいと思うのですが、ぜひご答弁いただければと思います。

○議長（高橋 実君） 星事業部長。

○福島県相双建設事務所事業部長（星 文高君） 十分今回のご意見、先生方からのご意見というものを十分賜りまして、事務所に持ち帰りまして今後検討含めてまいりたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） この案件のほかにその他で何かございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） なかなか福島県にお願いする機会がなくて、今日はこういう機会があるので、星部長にお願いさせてください。県道大越線という県道があるのですけれども、その大越線の王塚地区、ここかなり道幅が狭いのです。私も高速下りて、山側から海側に通行してくるのですけれども、朝日なんかが当たるともう前が見えない状態で、大型と擦れ違うのが大変危険な状態なのです。大きいもの同士は、片方止まらないと擦れ違うことができないくらい道幅が狭いですから、ぜひ拡幅してもらいたいと、そういう要望なのですが、町に現地でも案内してもらいながら、実際大きい車と擦れ違ってもらったらもっと分かるかもしれないのに、そういう体験してもらいながらちょっと考えてもらいたいのだけれども、いかがでしょう。

○議長（高橋 実君） 星事業部長。

○福島県相双建設事務所事業部長（星 文高君） ただいまのご質問、富岡大越線だと思います。こちらにつきましては、今後町と連携を図りながら、まず現場、現地確認させていただきたいと思いま

すので、それも含めてどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 前向きの答弁、大変ありがとうございます。ぜひ今日の説明も大事なのですから、今現在復興事業でかなりダンプも行き交っていますので、大きい事故が起きないように、ぜひ早い対応でお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（高橋 実君） 星事業部長。

○福島県相双建設事務所事業部長（星 文高君） 分かりました。町と日程調整を進めて、現場をまずは確認させていただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 関連で申し訳ないのですが、関連というか、基本的に拡幅になるのですけれども、今富岡町産業団地造っております。ほぼ活用されているのですが、産業団地のところに上郡山の交差点があるのですが、6号線との。それで、旧道が、町に行く道があるので、上がっていく道が。その道が何分細く、そこ県道なのです。それで、町から産業団地に行くのにそこの細い道しか通れない。それを何とか県道なので、同じく拡幅をぜひともお願ひしたい。

○議長（高橋 実君） 星事業部長。

○福島県相双建設事務所事業部長（星 文高君） 小浜上郡山線と国道6号の交差点……

○8番（宇佐神幸一君） 簡単に言うと、それを町側に上がってくるのです。そうすると、ちょうどカーブになるのですが、坂で狭い……

○議長（高橋 実君） 休議ではないぞ。

○福島県相双建設事務所事業部長（星 文高君） 坂で狭いところですね。分かりました。この箇所につきましても先ほどの回答と同様に、町とちょっと連携をさせていただきたい、同じ早急なタイミングで現地まず確認させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 志賀都市整備課長、優先順位を決めて、今の議員の話をまとめて県とよく協議してください。お願いしておきます。

志賀都市整備課長。

○都市整備課長（志賀智秀君） かしこまりました。そのようにしたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにござりますか。

1番、堀本君。

○1番（堀本典明君） 今ほど富岡大越線と小浜上郡山線ということで、拡幅していただきたいというようなところ、私も毎回県の方いらっしゃったときにはお願いしております。広野小高線含めて、やはり町内の県道というのは東西南北、主要道路になっていますので、歩道も含めてしっかりと早急に整備計画立てていただきたい、動いていただけるとありがたいと前からお願いしております。ぜひ現地確認もしていただけるということお約束をいただけましたので、早急に事業計画が立っていくこと

を願っています。事業部長いらしていただいたので、ぜひ前向きなご答弁いただけるとありがたいです。

○議長（高橋 実君） 星事業部長。

○福島県相双建設事務所事業部長（星 文高君） 重ね重ね同じ答弁になるのですけれども、まずは今回のご意見賜りまして、事務所に持ち帰らせていただきます。また、あと町と連携をして、早い時期にまず現場を確認させていただいて、どういった計画が考えられるのかというのを考えていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋 実君） なければ、以上をもちまして付議事件2、県道小良ヶ浜野上線道路改良事業についてを終わります。ありがとうございました。

ここで説明者入替えのため、暫時休議します。

休 議 （午後 2時43分）

再 開 （午後 2時47分）

○議長（高橋 実君） では、再開いたします。

次に、付議事件3、富岡北系配水管整備計画についての議題に入りますが、説明の前に双葉地方水道企業団を代表して山野辺総務課長よりご挨拶をお願いいたします。また、各自名簿順に自己紹介をお願いいたします。

それでは、山野辺総務課長、よろしくお願ひします。

○双葉地方水道企業団総務課長（山野辺輝英君） 双葉地方水道企業団の山野辺と申します。よろしくお願ひいたします。

当企業団の水道事業におきましては、日頃より多大なるご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。本日は富岡北系配水管整備計画につきましてご説明させていただきます。施設課長の金子、施設課主幹の猪狩とともに出席させていただきました。よろしくどうぞお願ひいたします。

○双葉地方水道企業団施設課長（金子晋一君） 続きまして、双葉地方水道企業団施設課長、金子でございます。本日の主な説明を私で担当させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 猪狩係長。

○双葉地方水道企業団主幹兼課長補佐兼浄水係長（猪狩章生君） 双葉地方水道企業団施設課の猪狩と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

それでは、富岡北系配水管整備計画についての説明を求めます。

説明は着席のままで結構です。

金子課長。

○双葉地方水道企業団施設課長（金子晋一君） 本日はご説明の場を設けていただき、ありがとうございます。

それでは、まず早速ですが、富岡町内における水道事業について御説明させていただきます。まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。1枚目に富岡町内北部の水道施設における富岡北系配水池系統の検討についてという1ページ目、続きまして2ページ目が富岡北系配水池系統計画管路図でございます。続きまして、3枚目、3ページ目が富岡町配水系統図（既存施設による配水区域）でございます。この3枚の図面をもちまして、説明進めさせていただきます。

では、まず1枚目御覧ください。1、富岡町内北部の水道施設の現状について。こちらを朗読させていただきます。現在富岡町内の北部は、関根浄水場（第1水源、第2水源）からの加圧ポンプ（宮の原ポンプ場、下千里ポンプ場、大菅ポンプ場及び小浜ポンプ場）にて配水している状況であります。近年は施設の老朽化に伴い故障が頻発していることから、水道水の供給に支障を来す案件が増加傾向にあります。また、水道施設は耐用年数を大幅に経過している設備も多く、早急な対応、施設の更新が求められております。

なお、双葉地方水道企業団における水道事業基本計画（平成17年度）では、既存施設を廃止することにより小山浄水場からの広域水に切り替え、富岡北系配水池からの自然流下にて配水する計画となっていましたが、震災の影響もあり、一部施工したまま休止の状況であります。

続きまして、2、富岡北系配水池系統における事業の分析・評価・方針についてでございます。

(1)、基本計画における富岡北系配水池系統の未整備配水管について。水道事業基本計画（平成17年度）による富岡北系配水池系統における計画管路の未整備管路延長は5.5キロメートルとなっており、水道事業基本計画修正、こちらは令和3年度でございます。検討結果において、配水管布設の残事業費は6億2,000万円と試算しております。

続きまして(2)、既存施設の関根浄水場（第1水源、第2水源）及び加圧ポンプ施設更新についてでございます。水道事業基本計画修正（令和3年度）の検討結果において、第1水源、第2水源、関根浄水場及び各加圧ポンプ施設の耐用年数を超え、更新が必要な費用は15億5,000万円と試算しております。

(3)、今後の富岡北系配水池系統及び既存施設更新における検討結果について。上記(1)と(2)について検討した結果は以下のとおりであります。基本計画における未整備の配水管布設事業費は6億2,000万円であり、それに対し既存施設の関根浄水場（第1水源、第2水源）及び加圧ポンプ施設における耐用年数を超え、更新が必要な費用は15億5,000万円となっており、さらに動力費や原水の水質管理（水質検査等）の費用が加算されます。よって、老朽化している関根浄水場（第1、第2水源）及び加圧ポンプ場を廃止し、富岡北系配水池からの自然流下への切替えが老朽施設故障等による給水制限の低減（安定供給の確保）、設備投資費用、維持管理において有利であることから、基本計

画どおり富岡北系配水池系統における未整備の配水管布設事業を早急に実施したい方針であります。

なお、基本計画において富岡北系配水池は将来2基予定してございますが、現在は1基でございます。現段階において水需要に余裕があるため、将来増設分は今回の費用には含めておりません。

続きまして、右側の表ですが、上表が富岡北系配水池系統の未整備工事費を示してございます。北系配水池の系統を整備するための概算工事費でございます。口径ごとに算出し、合計は6億2,329万4,000円でございます。

以下の表が既存施設の更新費用となりまして、今後必要となる費用でございます。ポンプ場ごとに概算費用を算出し、合計で15億5,277万8,000円でございます。

では、続きまして2枚目の図面を用いて説明させていただきます。富岡北系配水池系統の事業位置を示した図面でございます。図面左の北西部、茂手木地区といわれるところに富岡北系配水池が1基ございます。青い表示は施工済み、赤い表示が未整備の事業を表しております。主な事業は、配水管の整備事業であります。

図面右側には各延長を表しております。施工済み延長2,374メートル、青で表示してございます。未整備延長5,508メートルでございます。

その下に未整備延長の内訳を表してございます。配管整備が口径350から75までございます。また、新たに減圧弁を2基計画してございます。

図面左下には予定工程を示しております。令和4年度下期より修正設計を行い、令和4年度中の工事着手を計画してございます。その後施工完了箇所から順次切替えを行いたいと考えてございます。

なお、工程表下に注記させていただきましたが、既設管布設替えのJR跨道橋添架部、国道6号線横断部、こちらにつきましては関係機関との調整により工程が変更となる可能性がございます。こちらの事業の未整備事業を行うための事業費が資料1枚目に表しました6億2,300万円でございます。

続きまして、3枚目の図面を御覧ください。こちらが富岡町配水系統図（既存施設による配水区域）でございます。赤の雲形で囲われた区域が既存施設の関根浄水場から各ポンプ場を利用して配水されている区域でございます。赤の四角が何点かございますが、こちらが既存施設の場所を表しております。また、青い表示が富岡北系配水系等の事業位置でございます。これら赤い四角で示した施設の更新費用は、資料1枚目に表しております15億5,200万円でございます。

以上が富岡の既存施設から配水池を供用した配水に切り替える事業の説明でございます。当企業団としましては、2枚目の図面に表す富岡北系配水池系統の事業を行い、富岡町民の皆様へ安全で安心な水道水を安定的に供給していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 安全な浄水を町民に送るためには必要な事業かと思っております。6億円と

将来的には15億円ということですかとかかるのかなと思うのですけれども、その中で町の負担はどれくらいかかるのか教えてください。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参考兼総務課長（林 紀夫君） もう一度おさらいになりますけれども、今水道企業団から説明がありましたように、既存施設から北系配水管の施設に切り替えるという計画に戻すとなると15億円施設整備にかかるものが6億円ぐらいで済むと。この6億円について町の負担がありやなしやということのご質問だと思います。現段階では、本来であれば、水道事業が継続されている段階であれば、これは3分の1の補助の対象になるということになっておりましたが、現段階震災原発事故で創設事業を休止している段階です。休止したものを本来再開すべきなのですが、再開するためには再度給水人口、その他施設の大きさを見直さなければならぬ。見直したものを国、県等々説明に伺って、認めいただけないと事業が再開できない。これにかなりの時間を要するだろうと想像しております。加えて給水人口の見直しを正確にできる状況に今あるかどうかというところを考え合わせると、なかなか水道事業創設事業の再開は難しいと。これ頑張りますけれどもというか、補助事業はなかなか難しいという状況になっていることはご理解をいただきたい。頑張りますけれどもというところが、実は復興関連事業の中で何か対応できないかというところは頑張るところだと思います。しかしながら、この復興関連事業、もともとあったものを使用再開、それから機能回復するために復興交付金使うというところは対象になりますが、ないものを新たに設置するといった場合には非常にハードルが高いというか、非常に難しいと言ったほうがいいと思います。こうなりますと、ここ頑張りませんと言っているわけではなくて、頑張りますけれども、非常にハードルが高いと思っていただきたいと。それを踏まえて申し上げますと、我々は廃炉交付金、または特定廃棄物埋立処分振興基金、あの基金を活用していかざるを得ないのではないかと今思っております。6億5,000万円についてはそのように今考えなければならないなと思っているところです。しかしながらになります。しかしながら、例えば15億円をかけて既存の施設を改修していったとして、この後15年、20年の間にはまた更新時期が来ると。この更新については、まず単費になります。将来的な単独費の使い方を考えれば、ここで北系の配水管を整備することを単独費で対応しても、将来的なものについては有効性が考えられるのではないかと思います。加えてになりますが、既存の施設今動かすために動力費、それから維持管理、その他が結構なお金がかかっております。動力費だけ実はなくなると、維持管理の3分の2が減額されると。これが、ごめんなさい。1,000万円単位になります。2,000万円とか、そのぐらいのものになります。実は6億円を2,000万円でペイするとすると、既存施設を更新した後の更新時期ぐらいまで考えるとそこで大体6億円ペイできるかなというような大まかな計算にはなると思います。なので、残念なことではありますが、ここは復興関連、それから補助金等々が対応できない場合には埋立て処分事業の基金を使いましょうという方針にのっとっていくのが我々今得策ではないかと考えるところでございます。すみません。長々と申し訳ございません。

以上です。

○議長（高橋 実君） 企業団は補足説明はないものな、町の一般財源繰り出しの話だから。町の代わりに財源あるのならば。

ほかにありますか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 今総務課長の話を聞いて、十分理解はできます。プラス・マイナスでいっても絶対得だということだと思うのですが、富岡の水が大分いいのです。我々富岡町民として、これから木戸ダムから来る水を、水道企業団の水を全面的に飲むようになるという話なのですよね。そういうことから考えると簡単に金銭面でだけ判断すべきではないという点も私あろうかと思うのですが、私は富岡の水飲みたいのです。でも、当初の水道企業団の設立時に多分そういういろいろ緻密な申合せがあるのかなと思うのですが、我々そういう細かい点分からないものですから、最終的には北配水系統から自然流下で下ろして飲む。本来は一番それが経費削減になるのでしょうかけれども、その辺はどうなのかなと思って、私は自分なりには判断を苦労しています。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） 水道企業団が今取り組まれている水の安全性、水質の向上というところについてはこの後ご説明をいただきたいと思っていますが、関根浄水場第1水源、第2水源に関してでございます。おっしゃるように伏流水でありますことから、上水道水源としては非常に極めて上質であって、水量も安定はしております。これを踏まえれば非常に優秀な水源であると我々も理解するところではありますが、例えば今の水源を利用して、例えば常時給水するというよりは予備的な水源として残してはどうだというお話も当然あると思います。予備的な水源として残そうとすると、これ関根浄水場、それから宮の原ポンプ場含め、各ポンプ場を動かせる状態にしなければならない。結局15億円をかけなければならないという、このジレンマはあるところでございます。ごめんなさい。費用ではございませんというお話もありましたが、我々将来を考えると、ここは一番費用のところを考えていかなければならぬのかなと町として、財政担当として思っているところです。これを、この話の後に、水道企業団から今水質の安定であったり、安全性の確保だったりというところをお話しいただいて、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 金子課長。

○双葉地方水道企業団施設課長（金子晋一君） 水質につきましては、今現在富岡地区につきましては富岡南配水池を供用し、なおかつ既存の水源を使わせていただいているところではございますが、これまで同様、今後とも水質管理には万全を期しまして、ご利用いただくお客様にご迷惑をおかけすることのないよう気を引き締めて事業に当たっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 事業計画に対しては十分理解しています。当然経費もかなり削減できますし、ただ富岡町民としておいしい水が飲めるというのはやはり誇りなのかなと思うのです。こうやって原発事故が起きて、町民がもうてんてばらばらになった中で、日本一おいしい水とか、いろんな水の売りもあるうかと思いますので、経費の削減ばかりで考えるべきではないのかなと思いますから、私はできれば飲んでいたいなと思って、15億円を取ってやっていけるのであればとは私は考えます。ただ、あと財政的にもいろいろ考えなくてはならない。私もそういう立場でいますので、その辺はある程度練って、どうにもならないというときにはそれはそれでしょうがないのかなと思うのですが、その辺どうなのでしょう。

○議長（高橋 実君） 総務課長。

○参事兼総務課長（林 紀夫君） すみません。どうにもならないかどうかというところに対する質問になります。どうにもならないとは言えないと思います。しかしながら、各種基金これまで守ってまいりましたけれども、いつまでもあるということではございませんので、なるべく将来に負担すべき費用は減らすというか、削減できるものは削減しておくというのが町として必要な態度だらうと財政担当としては思っております。その中の一つとして、非常に大きな負担が、今回負担できても、もしかすると15年、20年先の再度の施設更新の際には難しくなるかもしれないということを考え合わせれば、今回提案があった計画の切替えをご理解をいただければと。財政的にも私としては、財政担当としては非常にありがたい話と思っておりますので、ご理解をいただければありがたいとお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） 今回自然流下に切替えということなのですけれども、老朽化のポンプの故障、あとはメリットの面で言えば豪雨災害とかの例えば雨が降って増水して、ポンプが水没したというような場合とか、そういうのは想定はされないですか。例えばそれで水は自重で落ちるので、特段水がかれることがないというような、そういうメリットとかというのはないですか。

○議長（高橋 実君） 質問分かった。

山野辺総務課長。

○双葉地方水道企業団総務課長（山野辺輝英君） ただいまのご質問ですが、豪雨災害等におきましてポンプ等が故障した場合の案件だと思いますので、そちらにつきましては今回配水池から自然流下で落としますので、配水池にある水の分につきましては動力を使わないので流すことが可能でございますので、そちらにつきましては停電、そういったものには影響されることなく供給することができます。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 3番、佐藤啓憲君。

○3番（佐藤啓憲君） ということは今回これで切り替えることによって、そういうリスク的には下がってくるということの回答でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 山野辺総務課長。

○双葉地方水道企業団総務課長（山野辺輝英君） 今富岡北配水池系統、また富岡南配水池系統につきましてはそのような形で問題ございません。基幹でございます小山浄水場、そちらにつきまして停電等が発生しますと水が送れない可能性がございますが、そういったことに備えまして約12時間の水をもたせるという形で配水池を計画してございますので、そのような中で修繕等を対応するような形を取っておりますので、供給は可能かと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） やむを得ないのかなというところと先ほど将来的な費用の部分でというお話をあって、恐らくこれ自然流下ということなので、既存のポンプが要らなくなるので、メンテナンス費用等々もなくなるのだろうというところは理解しました。

その中で1点だけ、今富岡北系配水池、将来2基という記述があって、現在は1基ですよということなのですが、今後2基必要になる人口数とかそういったものがあって、そのときにどのぐらいの費用を考えなければいけないのか、その辺りのご説明いただければと思います。

○議長（高橋 実君） 金子課長。

○双葉地方水道企業団施設課長（金子晋一君） 今お伺いしましたとおり切り替えることによって、メンテナンス等の費用も削減されますし、説明させていただいているように動力費等々事業に係る経費は削減されるものでございます。

最後に、将来の富岡北系配水池のもう一基築造した場合の工事費でございますが、こちらは一応概算になりますが、今3億3,400万円、土木工事、コンクリート築造工事、あと電気関係の工事を含めてそのように試算しております。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） 思ったより低価格でできるのかなと思いますが、これ今余裕があるということなのですが、もう一基追加する、しないというのは予定として持っているのか、人口が増えてきたのを見ながらそれを追加していくのか、その辺りのお考えは今のところどうなのでしょうか。

○議長（高橋 実君） 山野辺総務課長。

○双葉地方水道企業団総務課長（山野辺輝英君） 今現在、金子が申しましたもう一基というのは、同規模の施設で1,900トン程度を計画してございます。ただ、今の町の人口ビジョン、まち・ひと・

しごと創生戦略の中で見ますともう一基造らなくても足りるのかなと思っておりますが、ただし今後水需要で、区域の中に何か水が必要になるとかいった場合は再検討が必要になるかと思います。

以上でございます。

○議長（高橋 実君） ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） では、俺から。

○副議長（堀本典明君） 議長、どうぞ。

○議長（高橋 実君） まず、今の状態の説明だと結局タンクは2基目はしばらくは要らないということと、あとは北系自然勾配で全部つなぐということ。つなげば仮に電気がストップになったとしても、震災で各ポンプ場が壊れたとしても、各家庭に今現在戻ってきている人らに水がなくて困ったという苦情はなくて済むだろう、金子施設課長。

○副議長（堀本典明君） 金子施設課長。

○双葉地方水道企業団施設課長（金子晋一君） 今おっしゃられたとおりリスクは少なくなる方向であると考えております。

○副議長（堀本典明君） 議長。

○議長（高橋 実君） そしたら、あとは町の持ち出しひどの課の課長が筆頭に国県補助金持ってこれるか、一生懸命頑張ってもらうしかないと思うのだけれども、町長。

○副議長（堀本典明君） 町長。

○町長（山本育男君） 今議長からおっしゃられたとおり我々もできるだけ国、県の補助金を取りに行きたいと考えています。どの課がどういうものがメニューがあるのか、ちょっとよく精査しながら取りに、補助を受けられるように頑張っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（高橋 実君） 終わります。

○副議長（堀本典明君） 戻します。

○議長（高橋 実君） では、返してもらって。

ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） なければ、これにて富岡北系配水管整備計画についての説明を終わります。

暫時休憩します。

休 議 (午後 3時18分)

再 開 (午後 3時21分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、付議事件4、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（斎藤一宏君） それでは、付議事件4、富岡町国民健康保険税の一部を改正する条例についてご説明いたします。

なお、説明につきましては着座で説明させていただきます。

本条例案については、昨日開催されました国保運営協議会に諮問し、原案どおり承認との答申をいただきましたので、本日の全員協議会において改正内容を説明させていただき、6月定例会に上程する予定となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

本条例案は、地方税法施行令の改正及び令和4年度国民健康保険税の税率の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。地方税法施行令の改正については、条例第2条において、基礎課税額に係る課税限度額が医療一般分で63万円から65万円に、後期高齢者支援金分で19万円から20万円にそれぞれ引き上げられております。

全員協議会資料4を御覧ください。1の税率設定方針につきましては、昨年同様の3方式を用い、低所得者の軽減については所得額に応じた7割、5割、2割軽減を行います。また、令和4年度より未就学児の均等割額が2分の1の軽減となります。

なお、帰還困難区域以外の600万円を超える上位所得世帯及び住民税が未申告の世帯、被災地以外からの転入世帯は通常課税となります。

続いて、2の令和4年度必要額は対前年度比で医療一般分は130万7,346円の減、後期支援金は347万2,878円の減、介護納付金は1,667万5,095円の減となり、合計は2,145万5,319円で約4.5%の減となります。

続いて、3の課税基礎につきまして、①の医療、後期支援金分は国保加入者全員が対象となっており、所得割課税基準額で2億7,589万8,118円と大幅な減少となっております。

2ページをお開きください。②の介護納付金分でございますが、こちらは国保加入者のうち40歳から64歳が対象となり、こちらも対前年比で1億683万8,905円と大幅な減少となっております。

続いて、4の令和4年度国民健康保険税率について、右側の表が令和4年度の案となっております。令和4年度の案といたしまして、医療一般分の所得割が8.50%、均等割3万3,000円、平等割2万4,000円、後期支援の所得割が3.03%、均等割9,200円、平等割6,400円、介護納付分の所得割が3.06%、均等割1万円、平等割7,000円、合計しました1人当たりの調定額は11万5,626円で、1世帯当たりの調定額は17万9,099円になります。令和4年度の保険税の必要額は減少しており、1人当たり、また1世帯当たりの調定額も減少しているものの、被保険者の総所得である所得割課税基準額も大幅に減少していることから、今年度の税率は必要額が大きく減少した介護納付分を除き、所得割の税率を引き上げざるを得ない状況となっております。

続いて、5の今後の国民健康保険税率算定について。国より財政支援の終了時期が示されたことにより、転出による被保険者数の減少が予想されており、特に比較的医療費の少ない若い世代の転出により高い税率で算定しなければならない状況が今後も続くと思われます。被保険者の負担を少しでも抑えていくためには引き続き医療費の抑制や国保制度の周知に努めてまいります。

なお、3ページ以降につきましては条例の改正案及び新旧対照表になりますので、後ほど御覧いただきますようお願ひいたします。

説明は以上になります。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりました。これより質疑を行いますが、何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） 質疑なしと認めます。

以上をもちまして、付議事件4、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを終わります。

次に、その他に入りますが、執行部から何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） 議員からは何かありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） では、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉会 (午後 3時27分)